

<別紙2>

選定基準

評価項目及び評価の観点	
1 建物の立地について(配点 15点)	最寄りの駅からの距離、交通の便等、立地は適切か。
2 居室数及び設備等について(配点 15点)	本事業の実施に当たり十分な居室数及び設備等を備えているか。
3 業務実績(配点 20点)	令和5年4月1日以降における一時生活支援事業の施設と同種・類似の業務実績があるか。同種・類似の業務実績のうち、最も支援者数の多い業務について内容が優れ、効果が挙げられているか。【同種（同内容）業務の実績の有無、類似業務の実績の有無、実績あり・一部あり・無し】
4 独自提案等(配点 15点)	業務の実施手順、施設の設備等について、事業所独自の提案がなされているか。その内容は、効果的かつ実現可能なものか。
5 その他(配点 10点)	京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。 S D G s に資する取組として、これからのお1000年を紡ぐ企業認定またはK E Sの認証を取得しているか。
合計 75点(項目:1+2+3+4+5) ※最低選定基準点は、40点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。	